

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 福祉部福祉政策課福祉住宅係
 問合せ先 03 - 5803 - 1220

3年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	住まいの協力店整備事業負担金								
根拠規定等	文京区住まいの協力店登録事業実施要綱								
創設年月	平成	27	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	6年	終了予定年月	
見直し年月	令和	3	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	1年		
見直しの内容	障害者世帯の定義において、障害等級を削除した。								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	5 民生費	1 社会福祉費	4 福祉事業費	16 住まいの協力店整備事業	1 住まいの協力店整備事業	75			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	住宅確保要配慮者がそれぞれの有する能力に応じた民間賃貸住宅に関する情報を容易に入手できる環境の整備を図り、住宅確保を促進する。					
補助事業等の内容	「住まいの協力店」に対して、住宅確保要配慮者からの相談等に対応する事務費として、区が費用の一部を負担する。					
補助対象経費の内容	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る事務費（通信費及び交通費）					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率（補助率） <input checked="" type="checkbox"/> 定額（補助額 48,000円）					
	<input type="checkbox"/> 補助単価（補助単価 単位） <input type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕					
公募の状況	不動産関係団体からの推薦による。					
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他（推薦書）					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)
交付(見込み)件数	25	25	25	25
決算(予算)額	1,200	1,200	1,200	1,200
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,200	1,200	1,200	1,200
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	-	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	当該負担金により、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅に関する情報の提供が促進され、要配慮者の住宅確保において効果が生じている。
課題	協力店によっては、担当者の異動により蓄積されたノウハウが失われることもあり、相談対応スキルの維持・向上が課題となっている。
今後の方向性	引き続き、連絡会や担当者会等を通じて区の事業に係る周知や情報提供を行い、担当者の理解を促してスキルの維持・向上に努め、不動産店との連携の強化を目指す。